

| | |
|---------|---|
| 氏名(本籍) | 柳 英 武 (中 国) |
| 学位の種類 | 博 士 (国際政治経済学) |
| 学位記番号 | 博 甲 第 6371 号 |
| 学位授与年月日 | 平成 25 年 3 月 25 日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第 4 条第 1 項該当 |
| 審査研究科 | 人文社会科学研究科 |
| 学位論文題目 | 東アジアにおける近代条約関係の成立 - 日清戦争と清韓関係の再編 1882 - 1899 - |
| 主 査 | 筑波大学教授 Ph.D. (国際関係) 赤根谷 達 雄 |
| 副 査 | 筑波大学教授 博士 (法学) 首 藤 もと子 |
| 副 査 | 筑波大学准教授 博士 (国際政治経済学) 潘 亮 |
| 副 査 | 筑波大学名誉教授 博士 (法学) 波多野 澄 雄 |

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、伝統的な「宗属関係」(朝貢体制)に規定された清韓関係が、日清戦争(1894 - 1895年)を通じて変容し、近代的諸条約関係に規定される東アジア国際関係が生まれるにいたったプロセスを、日韓中3国の公刊・未公刊の外交資料、朝鮮王朝期資料、朝鮮地方史資料、清朝期資料などを活用して論じたものである。すなわち、本論文は主として日清戦争前後の清韓二国間関係に焦点をあて、両国関係を規定していた「宗属関係」が戦争を通じてどのように変容し、日清戦後の新たな関係再編に結びついたのかを検討している。

その際、筆者は以下の三つの観点から分析を進めている。①日清戦争前後、清韓両国の指導者は相互に相手をどのように認識し、どのような関係の再編をめざし、それが日清戦争前の清韓関係とどのような連続性・非連続性を持っているか、②清韓関係の再編過程が清韓両国の内政と如何なる関連をもっていたか、とくに、日清戦後の両国の近代国家志向(变法)が清韓関係の再編に与える影響は如何なるものであったか、③日清戦争後の列強の対東アジア進出や清韓両国の対応が清韓関係の再編にどのような影響を与えたのか。

本論文は、「中韓商民水陸貿易章程」が締結された1882年を起点に、近代的条約が締結される1899年までを扱っている。全体で五章からなり、第一章では日清戦前の清韓関係、第二章では日清開戦後の清韓関係、第三章では、過渡期として「無約通商」時期の清韓関係、第四章では日清戦後の清韓間の条約交渉、第五章は、1899年の条約交渉(近代的な外交儀礼の採用の過程)を扱っている。

まず、第一章では、日清戦争前の清韓関係について、伝統的な清韓関係が西洋列強と日本の朝鮮進出に対応するなかで変容する過程、こうした変容のなかで清国がどのような対朝鮮政策を実行したかを在韓清国人の朝鮮での活動を中心に明らかにしている。

第二章では、まず、開戦前の日清間の撤兵交渉を取り上げ、清韓宗属関係が日清開戦とどのように関連していたのかを明らかにしている。次に、日清開戦後、朝鮮は日本の指示によって「中韓商民水陸貿易章程」を含む三つの章程の廃棄を一方的に通告したことで清韓関係は断絶して「無約国状態」に入り、さらに日韓間で対清攻守同盟が締結されたことによって清韓関係は敵国関係へと展開する。こうした一連の過程における清韓関係の具体的な変化を在韓清国人の法的地位や法的保護の問題としてとらえ、戦前との比較を通じて

論じている。

第三章では、清韓両国が「有約通商国」関係になるまでの過渡期である「無約通商国」時期の清韓関係について取り上げている。日清戦争後、清韓両国が弱体化するなかで、清国は朝鮮との二国間関係においては条約締結を拒否し、朝鮮を「無約通商国」に留めて置くことにより、嘗ての宗主国としての体面を維持しようとしたこと、朝鮮における清国の影響力を回復するためには、在韓清国人の経済力に頼るほかはなかったが、「無約通商」状態のもとでは在韓清国人の経済活動に支障を来たし、結局、清国の対朝鮮政策は矛盾に陥って行く過程を論じている。

第四章では、清国の条約交渉（近代的外交儀礼の採用）への転換過程を論じている。列強による清国分割の危機が高まるなかで、危機脱却の方法として、日本の近代化をモデルとした「変法」が提唱され、清国の対東アジア政策も「親露防日」から「連日」へと転換するが、このような清国の内外政の変化が条約交渉にどのように影響していたのかを論じている。清韓間の条約交渉は、国内的には両国の近代化政策の遂行過程において、また対外的には、東アジアにおける列強の角逐のなか、ロシアに対抗する手段としての清国の「連日」外交が齎したのもであった。

第五章では、極力条約を避けるという方針の下で、従来の宗主国の体面を維持しようとした清国の対朝鮮認識が条約交渉時には如何なる変容を遂げたかを検討している。

筆者の中心的主張は、清国の朝鮮での宗主権の放棄は日清講和条約に明記されている朝鮮に関する条項ではなく、清国使節の高宗皇帝謁見時に渡した国書を持って行われたとする点にある。すなわち、日清講和条約における朝鮮に関する条項によって「第三国を含む清韓宗属関係」が終焉し、「清韓二国間限定の宗属関係」は、清国使節が韓国皇帝謁見時に手交した国書をもって終焉した、とする点にある。伝統的な清韓宗属関係が儀礼・形式上の不平等を特徴とするならば、近代的外交儀礼の採用をもって初めて清韓宗属関係は終焉したとみなすことができるからである。つまり、19世紀末に、清韓間でも近代的条約に基づく外交の可能性が開かれ、東アジアには大清帝国、大日本帝国、大韓帝国が並立する近代的国際社会が誕生することになったのである。

審査の結果の要旨

日清戦争および戦後の東アジアの国際関係については、日中韓にそれぞれ多くの研究蓄積がある。しかし、日本の場合は朝鮮半島をめぐる日露の対立に関心が集中し、中韓の場合は中国と朝鮮半島が列強の勢力争いの場と化したため、列強への対応の検討が中心となり、清韓を外交主体ととらえ、両国関係の変容を体系的にとらえた研究はほとんど皆無である。とくに、本論文との関連では、先行研究の大半は、日清戦争によって清韓宗属関係が終焉したと認識され、戦後の再編過程については検討の対象外とされてきた。

こうした研究の現状のなかで、筆者は、日清講和条約の朝鮮に関する条項の清韓両国に対する拘束力に疑問を呈する立場から出発し、日中韓の第一次史料に依りつつ、以下の諸点を明らかにした点は高く評価できる。(1) 日清戦争を契機に、伝統的な「宗属関係」(朝貢体制)に規定された清韓関係が解体され、日清戦後に再編された両国関係は近代的条約関係の形成を意味する点を明らかにしたこと、(2) 1895年の日清講和条約で日本を含む「多国間における宗属関係」は終焉したが、同条約は清韓関係にまでは及ばず、「清韓二国間の宗属関係」は1899年の両国による近代的外交儀礼の採用まで続いたこと、すなわち、日清戦争前の清韓関係は、「清韓二国間限定の清韓宗属関係」と「第三国を含む清韓宗属関係」の二つの側面を有していたとみなし、日清戦争を契機にこうした関係は解体・再編されるが、その過程は単線的なものではなく、双方が重層的に展開していたこと、(3) 清韓関係の再編過程における両国のそれぞれの対外政策との具体的関連を、在韓清国人の商活動、法的地位や法的保護の問題を通じて明らかにしたこと。

以上のように、本論文は、日本外務省の未公刊資料、朝鮮王朝期資料、朝鮮地方史資料、清朝期資料などを広範に渉猟し、日清戦争前後の清韓関係の変容と近代的再編という視点から、東アジアの国際関係を見直すものとなっており、日中韓における日清戦争研究のみならず、19世紀末から20世紀初頭における東アジアの国際関係研究に新たな知見をもたらす成果として、高く評価できる。清韓関係の条約上の再編過程と両国の内政との関連について、資料上の制約から朝鮮内政との相互連関についてやや物足りない部分があるが、論文全体の価値を損なうものではないと認められる。

平成25年1月25日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について筆者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。